

財務省告示第三百二十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十一月十二日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 第一項及び第六十二条第一項社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替

四 発行方法 機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとの応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第 非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

入 決 定 の

イ

入 札 発 行 争 行

ロ

国 債 市 場 特 別 参 加 場

六

イ

入 札 発 行 争 行

入 札 発 行 争 行

・ 第 三 非 者

別 参 加 者

債 市 場 特 別

行 及 び 国 発 行

争 入 札 発 行 争 行

入 札 発 行 争 行

入 札 発 行 争 行

ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の  
に よ り 発 行 額 以 下 の 国 債 市 場 特  
別 参 加 者 第 一 非 価 格 競 争 入 札  
発 行 と い う。

各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り  
も の か ら そ の 応 募 額 を 割 り 当 て る。  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 申  
込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る。

額 面 金 額 で 五 千 五 百 二 十 六 億 円  
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規  
定 に 基 づ き 一 億 七 千 三 百 六 十 万 円  
つ づ いて は 三 億 六 千 四 百 一 十 万 円  
一 億 七 千 三 百 六 十 万 円 特 別 会  
計 関 連 す る 基 づ き 発 行 し た 利 付  
項 の 規 定 に 基 づ き 一 億 七 千 三 百 六  
十 万 円 特 別 会 計 関 連 す る 基 づ き 一  
千 九 百 七 十 万 円 特 別 会 計 関 連 す  
る 基 づ き 一 億 七 千 三 百 六 十 万 円  
同 法 第 十 八 億 九 千 六 百 七 十 万 円  
基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 の 規 定 に

振替単位	九	八							七	八							口														
	最	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	債		
	額	入	札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加	場	札	格	第	参	加
五							五						四	万	五				で	た	条	特				で	た	条	特	百	て
万							百						六	円	千				五	利	第	会				四	利	第	会	七	は
円							七						十		四				百	付	一	計				百	付	一	計	十	額
の							十						六		百				八	国	項	の				十	国	項	の	万	面
規							六						億		十				十	債	に					億	債	に		円	金
定							億						九		十				億	に						九	つ	規	関	額	金
に							千						千		十				億	つ						億	いて	定	する	額	で
よ							二						百		億				の	て						億	、	に	る	で	千
る							百						四		十				億	、						億	額	基	法	五	億
振							十						十		億				億	づ						億	づ	律	第	二	千
替							六						十		億				億	き						億	き	律	四	千	九
口							十						十		億				億	額						億	面	発	行	十	九
座							万						十		億				億	面						億	金	行	十	九	九
簿							円						十		億				億	額						億	額	し	六	千	九

発

十 十  
イ 一

口

十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発  
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行  
 込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行 行  
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 行 争 格 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金  
 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と  
 す る 。  
 平 成 二 十 年 十 月 二 十 四 日  
 十 額 格 十 額  
 七 面 金 五 面 金  
 銭 金 額 以 上 の 円 に つ き 九 十 九 円 三  
 百 円 に つ き 九 十 九 円 四  
 十 額 格 十 額  
 七 面 金 五 面 金  
 銭 金 額 以 上 の 円 に つ き 九 十 九 円 三

(一) 年 二  
 ・ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
 は 、 払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算  
 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 二  
 十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込  
 む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4}{100} \times \frac{34}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て 、 そ の 利 子 に  
 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る  
 も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口  
 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限

平成二十年十月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成五十年九月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を支払期におい	を、その日以前六月間に属する	毎年三月二十日及び九月二十日	毎三ヶ月二十日及び九月二十日	後二期子	第二期以後
-------------	---------------	------	-------------	------------	---------	----------------	---------	----------------	----------------	----------------	------	-------

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

平成二十一年三月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十六号において  
 規定する期日について同じ。）  
 することができる。  
 の税率を乗じた金額を控除  
 した金額に当該非居住者又は外  
 国法人が適用を受ける所得税  
 は、前記(一)の算式により算出し  
 者又は外国法人である場合に  
 において取得する者が非居住  
 へただし、当該国債を発行時  
 に百分の二十を乗じた金額  
 り算出した金額から当該金額  
 については、前記(一)の算式よ